



Title	沖縄返還請求権全般(8)沖縄住民の対米請求に関する国内措置   外務省外交史料館レファレンス番号 : H221259)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6428   CD・DVD番号 : H22-009
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(8) 沖縄住民の対米請求に因ずる国内措置



大臣  
政務次官  
事務次官

別途コピー  
条約局長  
条約課長  
法規課長

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

極秘  
無期限  
5部の内  
1号

安全保障課長  
沖縄住民の対米請求に関する  
国内措置について

昭和46.6.2  
アメリカ局北米第一課長

1. 返還協定交渉中請求権条項の米側による見舞金支払い等の措置については未だ合意に達していないが、たとえ達したとしても沖縄住民の対米諸請求のほんの一部を満足せしめるに過ぎず、返還協定によつてこれらを含む日本側請求権を放棄したまま放置しておけば、内政上大きな問題となることは明らかである。この点是对策庁、大蔵省等の各省も認識しており、また山中総理府総務長官も国会においてしばしばなんらかの国内措置によつて、これら請求権者を救済すべきことを表明している。
2. しかるに協定交渉も大詰めに達した現在、上記国内措置についてはこれを推進すべき中心の対策庁をはじめどの官庁も未だなんらの動きも示していない実情にある。よつてここ数日来アメリカ局長より対策庁長官へ、また米局参事官より同庁調整部長へそれぞれ連絡した結果、同

庁の希望により請求権関係の交渉経緯を説明することとし、本2日米北一長及び条約局長は調整部長を往訪、協定案第4条第3項わが方案文を手交して説明した。

3. 上記の<sup>2</sup>ち調整部長より次の段階を経て本件を推進することを示唆した。
  - (1) すなわち、まず外務省より大蔵省主計局長に交渉経緯を説明の上、なんらかの国内措置の必要性が予見される旨を伝える。次いで外務大臣より大蔵大臣に対し同様の旨を伝える。
  - (2) 山中総務長官帰国の上は外務省より上記同様意見を伝える。(なお、この間対策庁より防衛施設庁一軍用地主は本件につき関心が深い一によく連絡しておく。)
  - (3) 協定署名式における総理大臣談話中「政府としては本件に関し適切な国内施策を講ずることを検討する方針」なる旨のくだりを入れるよう関係各省で協力する。
  - (4) 署名以後は対策庁が中心となつて国内措置を推進する。

4. ついては諸般の状況よりして上記3の段取り  
は考慮に値すると考えられるので、まず大蔵省  
に対し、3(1)の主計局長、次いで大蔵大臣への  
説明等を行うこととしたい。